

令和6年度 第1回弥富市国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

- 1 日 時 令和6年5月9日(木) 午後2時から午後3時まで
- 2 場 所 弥富市役所 本庁舎 3階 大会議室C
- 3 出席委員 八 木 春 美 (公益代表)
澤 井 淳 子 (公益代表)
大 木 晴 美 (公益代表)
奥 村 明 彦 (医療代表)
小 笠 原 誠 (医療代表)
山 田 安 夫 (医療代表)
伊 藤 美紀枝 (被保険者代表)
木 村 里 美 (被保険者代表)
山 田 友 子 (被保険者代表)
伊 藤 恵美子 (被保険者代表)
寺 村 和 政 (被用者保険代表)
- 4 欠席委員 伊 藤 肇 章 (公益代表)
佐 藤 文 昭 (医療代表)
- 5 事 務 局 安藤市長 村瀬副市長 安井健康福祉部長 佐藤保険年金課長
川村国保GL 石川特定健診GL
- 6 市長あいさつ
- 7 委員、事務局自己紹介
- 8 協議事項(1) 会長の選任について

事 務 局 会長の選任につきましては、市長に議事進行をお願いいたします。

市 長 会長の選任方法につきましては、どのようにさせていただきますでしょうか。

【市長一任の声】

市 長 会長の選任方法については、事務局から説明させていただきます。

事 務 局 国民健康保険法施行令第5条の規定により、会長は公益を代表する委員から選

任することになっており、慣例といたしまして市側から指名をさせていただいております。

市長 それでは、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

【拍手あり】

市長 それでは指名させていただきます。
会長には社会福祉協議会会長の八木春美さんをお願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。
会長が決まりましたので、これより、会長に議事を進めていただきますようお願いいたします。

会長 会長をおおせつかりましたので、一言就任のあいさつを申し上げます。国民健康保険という制度は国民皆保険制度の中で大きな役割を担っております。持続可能な制度となるよう平成 30 年度より県が財政運営の責任主体となり市町村とともに国保の運営を担っておりますが、財政状況が厳しいという事は皆さん承知してみえると思います。令和 6 年度の当初予算規模が 40 億円弱という状況にあります。令和 5 年度においては診療報酬の改定がございまして、医療従事者に対する報酬も必要であると思います。しかしながら一方で被保険者の負担軽減も担うという相反する施策に取り組む難しい面を持ち合わせています。いずれにしましてもこの協議会におきましては、国保の運営の重要な施策について審議することになっております。皆様の忌憚のないご意見をお伺いしながら、皆様にとって有意義な協議会になりますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが就任のあいさつとさせていただきます。

9 議事録署名者指名 澤井淳子委員 木村里美委員

10 協議事項（２）国民健康保険税条例の一部改正について

議長 それでは、（２）国民健康保険税条例の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局 協議事項（２）国民健康保険税条例の一部改正について、資料に基づき内容を説明

議 長 事務局より説明がありましたが、何かご意見、質問等はありませんか。

八木 委員 課税限度額上限や軽減判定所得の改正で影響額はどれくらいになるのですか。

事 務 局 所得を令和5年度税率を令和6年度で試算した見込みでは課税限度額世帯は、後期支援金分で17世帯38人減少し、保険税算定額は295万円余り増加する見込みです。軽減判定所得の拡大は5割軽減対象者は9世帯12人、2割軽減対象者は5世帯14人増えます。この軽減増加額は約29万円であり、県及び弥富市が一般財源から補填することになります。

八木 委員 限度額が増えると介護保険でも同じですが、悩ましいところでありますね。

議 長 他の委員の方よろしいですか。
特に無いようですので、協議事項(2)国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり承認させていただいてよろしいですか。

【委員全員承認】

議 長 それでは承認させていただきます。続きまして報告事項(1)令和6年度特定健康診査・特定保健指導実施について事務局より説明をお願いします。

11 報告事項(1) 令和6年度特定健康診査・特定保健指導実施について

事 務 局 報告事項(1)令和6年度特定健康診査・特定保健指導実施について、資料に基づき内容を説明

議 長 事務局より説明がありましたが、何かご意見、質問等はありませんか。

八木 委員 特定保健指導終了率は最後まで保健指導を続けずにやめてしまった人ですか。指導内容はどのようなものですか。

事 務 局 特定保健指導は初回面接から約3か月後に評価をするのですが、最後の評価まで実施した人を特定保健指導対象者で割った割合です。特定保健指導は医療機関で受ける方法や市役所の保健師、管理栄養士が個別面談や集団教室、業者委託で食事や運動など生活習慣をふり返り、具体的な目標立てをして約3か月間、行動変容ができるように支援するものです。特定保健指導終了率は年々低下しており、かかりつけの先生から保健指導を受けるよう背中を押してもらえるとありがたいです。

小笠原委員 健診結果で異常があるという病院に来なくなるから、結果は郵送しており、直接、保健指導を勧めることはできない。市内の医療機関で保健指導を実施しているのはうちだけではないか、人手もいるし保健指導は難しい。

木村 委員 私は昨年、保健指導を受けたことがあります。良かったです。

議 長 他の委員の方はよろしいですか。無いようですので、報告事項（２）令和５年度国民健康保険特別会計決算見込について事務局より説明をお願いします。

12 報告事項（２）令和５年度国民健康保険特別会計決算見込について

事 務 局 報告事項（２）令和５年度国民健康保険特別会計決算見込について、資料に基づき内容を説明

議 長 事務局より説明がありましたが、何かご意見、質問等はありませんか。

八木 委員 基金を崩すという事になるのか。

課 長 役所がマイナス計上とするのは本来あるべき姿では全くなく私共として歳入の見込み違いがございまして、本来は３月に４，８００万円基金を崩しプラスの繰越を計上する想定でしたが、県支出金がもう少し５％程多いという想定をしていたために単年度の決算でマイナスの計上をする想定になっております。しかしながら基金で４，６００万円ありましたというのが現状で、次年度以降はこのような事がないように担当としてももう少し襟を正してしっかりやっっていこうとしているところでございます。

八木 委員 マイナスの決算になるという事か。

課 長 その想定であります。

議 長 他によろしいですか。無いようですので、報告事項（３）令和６年度国民健康保険特別会計当初予算状況について事務局より説明をお願いします。

13 報告事項（３）令和６年度国民健康保険特別会計当初予算状況について

事 務 局 協議事項（３）令和６年度国民健康保険特別会計当初予算状況について、資料に基づき内容を説明

議 長 事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

八木 委員 令和6年度は保険証の再交付（一斉更新）はあるのか。

事 務 局 今回の8月31日までの有効期限のため9月1日から使える証を交付予定です。

八木 委員 保険証が廃止になってマイナンバーカードになるのはいつでしたっけ。

事 務 局 12月2日から廃止になります。

八木 委員 わかりました。この間があるからこの夏に保険証を一斉更新せざるをえないという事か。

課 長 そのとおりです。詳細は後で説明させていただきます。

議 長 他に質問はよろしいですか。

議 長 無いようですので、報告事項（4）マイナ保険証について事務局より説明をお願いします。

14 報告事項（4）マイナ保険証について

事 務 局 協議事項（4）マイナ保険証について、資料に基づき内容を説明

議 長 事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

伊藤美紀枝
委 員 マイナ保険証の登録率が59.98%となっていますけど、残り40%の人が12月2日以降に自分で保険証を交付に行かないとだめなのか。郵送はされないのですか。

課 長 マイナンバーカードは8割から9割の人に交付されています。その中で保険証として使ってもいいよと言っている人、昨年の2月にマイナポイントがスマホで取れる等駆け込みで多くの方が取得されました。その中で保険証として使える人が6割程度見えます。本年12月2日の保険証廃止までの間に、より多くの方にマイナ保険証の利用体験を持っていただくため、5月から7月までを集中取組月間として、利用促進を図ることとなり、医療

機関の皆様には大変ですが、よろしくお願いいたします。その先に国も、もっともっと推奨していかなければならない状況になりまして、現在は6割の方が保険証として使えますよというだけで実際に病院で使っている方は5%しかないんです。当市も12月までに一体化事業を進めていきたいと考えています。(マイナ保険証になっていない方には12月2日制度施行前に「資格確認書」を郵送させていただく。)

八木 委員 この事業は大変だからしっかり処理してもらわないとね。

市 長 そうですね。

課 長 8月に令和7年7月末まで使える11か月有効の保険証を発行します。これが12月2日に対しての大きな事業内容と考えています。その先にマイナンバーカードを持たない、マイナ保険証を持たない方に「資格確認書」というものを出していく。それを1年の証にするのか半年の証にするのか毎年所得も変わるものですから課題は多く、国民健康保険税を未納、滞納のある人は少し短い期間の保険証を2年の保険証ではなく1年とか半年とか3ヶ月とかの保険証を出してその都度納税相談をさせていただいていた。今後はそういう機会を失う状況になりますので、税率は上る、収納率は下がる、病院にかかる人たちの医療費は、翌年度国民健康保険加入者の方で補っていただかなければならないというのが国民健康保険の仕組みですので、誰も病院に行かなければ保険税を下げることは可能なんですけれども、また、早期発見早期治療を願っており健康寿命の延伸、人生100年をどう生きるか国民健康保険としての大きな課題だと思っており、健康で幸せにこの地で暮らせることを考えていくことが私どもの使命ですので、委員の方々におかれましても国民健康保険における現状やマイナ保険証に関することを他の方にお伝えいただければ、保険証が有効に使われることかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 医療費のことの説明があつたと思いますが、一体化事業について職員への配慮をお願いします。

議 長 他の委員の方はよろしいですか。他に無いようですので、その他報告事項について事務局より説明をお願いします。

15 その他報告事項について

事 務 局 令和6年度弥富市国民健康保険に関する事業計画について及び令和6年度弥富市国民健康保険税収納対策事業実施計画について資料に基づき内容を

説明

- 議 長 事務局より説明がありましたが、何かご意見、質問等はありませんか。
- 議 長 他の委員の方はよろしいですか。
- 議 長 ご意見、ご質問等無いようですので、その他がありましたらご発言願います。
- 事 務 局 事務局からは、次回第2回の開催日時をお伝えいたします。令和7年2月6日木曜日の午後2時からこちらの市役所本庁舎3階大会議室にて開催を予定しております。よろしくお願いします。
- 議 長 他の委員の方で質問がありましたら、よろしいですか。それでは、ほかに無いようですので、本日は慎重審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして令和6年度第1回弥富市国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了とさせていただきます。

令和 6 年 5 月 31 日

議 長 八木春美

議事録署名者 澤井淳子

議事録署名者 木村里美

